

日本社会政策と人口政策の一交渉

——プロシヤ型日本社会政策の諸論点をめぐって——

市 原 亮 平

第五次吉田内閣の草葉厚生大臣は、日本人口史上はじめて、「人口政策としての産児制限運動」を公式に提唱した。これは明治、大正、昭和敗戦と三代にわたる日本の絶対主義的人口膨脹主義の破棄と人口制限主義¹⁾新マルサス主義の採用とを政策舞台で公宣したことをいみする。このような産児制限運動の政策化は、もちろん、敗戦にもとづく国際的環境ないし地位の急激な変転によつて強いられたものであろうが、他方、日本社会の、とりわけ国家形態や経済制度面における変動（絶対主義的機構と寄生地的土地所有の除去にもとづく）の政策的反映であることもみのがしえない事実であるまいか。

ところで日本人口政策と密接な関連にあつた社会政策も、敗戦後はじめて本格的なかたちで、占領下のいわゆる「民主化措置」の一環として政策舞台にのぼつた。人口政策が一般理論的に社会政策とどのように密接な補完関係におかれているかについては、たとえば近代経済学のこの点にまつてのするどい省察の書として、われわれはすでに Karl Gunnar Myrdal, *Population: A Problem For Democracy*. Harvard University Press, 1940 をもつてゐる²⁾。わがくににあつても、南亮三郎氏は「人口法則と生存権論」（昭和三年同文館）において、社会問題としての人口問題を社会政策面との交渉過程において示唆ふかくとらえられている。したがつて特殊日本的形態においても、社会政策と人口政策とが密接な相互関係におかれてもあえて異とするにあたらないのももちろん、すゝんでこの両者の具体的交渉関係をつうじて両政策のふかい内的関係をつかみとることができよう。

ところで日本社会政策の特徴とは何であるのか。プロシヤ型社会政策としての負債をになう日本のそれは、すでに両次の護憲運動をつうじてたゞかいとられたところの大正末期から昭和初年にいたる政党政治時代においていちじるしく日常政策

面に発言力を強めた財閥ブルジョアジーの社会政策の上程過程と絶対主義官僚の没主体的なこれの推進過程の相互交渉裡に、その原型をみいだすことができる。若槻、田中兩内閣における人口問題調査会、人口・食糧問題調査委員会の設置を契機に、財閥ブルジョアジーが「暗に合理的な産児制限法を許容し、之を促進すべきことを提案し」たことは（北岡壽逸「人口問題と人口政策」五五頁）、かれらが高田保馬氏の「生めよ殖やせよ」（大正十一年）に代弁された絶対主義的ポピュラーシヨニズムと相対的に、乖離した路線に立つたことをいみし、この乖離過程こそこの期における労働組合法の上程と撤回過程をつうじて日本型社会政策の一原型としてもみいだされるものであった。

われわれはひとまず日本社会政策の原型を当年の労働組合法案の出没過程に模索しやゝ論争的に考察することからはじめたいのであるが、続稿においては、日本型人口政策の原型をやはりこの期の産児制限運動の帰趨にみだしつゝ、人口政策と社会政策の日本的形態における相互交渉関係をつうじて、両政策の媒介関係にたいする本質的究明の資に供したいとともう。

【一】

日本社会政策論争が大河内教授の、個別資本と社会的総資本との一義的対立から社会政策成立の「必然性」を導きだすという生産力論的偏向⁽¹⁾の克服を通じて、階級斗争を「経済学的範疇」として定置することに成功しているのが既定の成果で、⁽²⁾ 昨今は劳働問題や窮乏化法則の具体的解明をつうじて、論争はようやくあたらしい胎動期にはいつたようである（たとえば岸本英太郎氏「窮乏化法則と社会政策」、渡部徹氏「日本労働組合運動史」など）。

大河内教授の社会政策論を最も精力的に批判してきた岸本英太郎氏が「日本絶対主義の社会政策史」（旧「社会政策論」の新版、以下引用は便宜上旧著よりする）なる一著において、いままでの社会政策論争の貴重な論理的な決算を踏台として、日本社会政策史に新しい方法意識で挑まれ、論理と歴史の統一の把握を企てられたことは、社会政策論を具体的な史実のなかに検証するものとして問題の大きい発展に役立つであろう。だがプロシヤ

型後進資本主義国家としての日本社会政策史に、いかなる形に於て昨今かちとつた正しい社会政策論を持ち込み論理と歴史の統一的な把握を成功せしめるか、という課題は多くの困難な問題を伏在せしめている。この意味において、岸本氏の日本社会政策論に対する渡部徹氏の批判「日本社会政策史に関する一考察」（経済論叢、第七十卷二号）は、日本社会政策史の主要な問題点（後進資本主義国の社会政策の型としての）をさし示すものであり、象徴的な社会政策論を日本社会政策史に具体化する場合の困難な問題の所在を教えるものである。

われわれは問題を二点に限定して考察をすまめたい。

註（1）大河内教授は戦後社会政策論争を通じてのあらゆる批判にもかかわらず、飽迄も階級斗争を経済学的範疇より排除されている。戦後の論争発端後の著作「社会政策原理」においても、個別資本の悪虐な魂と社会的総資本の理性的な魂との間に一義的に斗争を認められ、「『二つの魂』の斗争を繰返しつゝ、資本制産業は労働力についての非合理的な充用からその合理的な充用へ進むものであり」、「漸次に総体としての資本の長期の視野の下に『原生的労働関係』の克服が一般的にみられる」（前掲書、二〇四頁）と述べておられる。

（2）岸本英太郎「社会政策論の根本問題」を参照されたい。

まづ第一の問題は、日本社会政策、とくに労働組合法制定に関し、一再ならず政府・官僚に立案化せしめ法定せしめんと決意せしめたところの組織的圧力は何であろうか。この点に関し岸本氏は「恐慌後労資の攻撃は逆転しやつと組織に結集しはじめたばかりの未だ幼稚な我国の組織労働者は自己防衛に全力を注がざるを得なくなると共に、益々労働組合の確立、そのための労働組合法の法認や最低賃金制の獲得の必要を痛感し、それに向つて強力に運動を展開するに至つたのである。こゝに労働組合法問題が登場した」（前掲書、二三九頁）とされ、組織に結集しはじめた労働者階級の下からの「強力的な運動」に労働組合法立案の推進力を求めておられる。これに対

し渡部氏は「階級斗争に力を入れた余り、日本社会政策史を凡てこれで機械的に割切られんとされたのではあるまいか？」と疑問を表明され、ヴェルサイユ平和条約並びにこれにもとづく国際労働会議が見逃されてはならない、とされる（前掲、五九一六〇頁）。

国内における階級対立の自生的な発展、それにもとづく労働者階級の組織的圧力に労働組合法立案の起動力を求め、しからず渡部氏のごとくに国際先進資本主義の外的圧力にそれを求めるか、は日本社会政策史全般の方法とも関連する一課題である。

第二に日本社会政策の主体（ブルジョアジーか半封建的絶対主義か）の問題であり、此点に関しては岸本・渡部両氏とも異論なく天皇制絶対主義とされている。しかし一歩論を進め大正十二年に始まり昭和六年にいたる政府の労働組合法立案・制定をめぐる絶対主義・官僚とブルジョアジーとの相互連関、さらにブルジョアジー諸派（独占資本、産業資本、中小資本）の内的関係や浜口内閣とブルジョアジーとの関係について見れば、必ずしも意見の一致を見ないはもちろん、正反対の結論さえ生じている。

すなわち、岸本氏は浜口内閣の労働組合法案提出を、浜口内閣をも含めて絶対主義官僚の意図に出たものと解され、組合法流産の理由をブルジョアジーの反動性に帰せしめて「こゝではブルジョアジーは絶対主義よりも保守的であり、反動的であり、その反動性は絶対主義官僚をしてさえ瞠着たらしめた」（前掲三七〇頁）と述べておられる。これに反し渡部氏は、浜口内閣の労働組合法案提出は独占資本の内的な意志に出たもの、従つて「銀行クラブ」や「手形交換所」が政府に同調したのはこれらが独占資本家的団体のためであり、これに対し政府立案に対し猛烈な反対運動を行ったのは産業資本とくに中小資本である（従つて「工業クラブ」は独占資本家的団体ではな

日本社会政策と人口政策の一交渉（市原）

二一八

く、独占資本と対立した産業資本家的団体である」と異見を述べられる（前掲六一頁）。

はたして浜口内閣の労働組合法の提出は独占資本の意志に出たものであろうか、渡部氏のごとく「金融資本の本格的転化・完成（大正七年）」（山田盛太郎「日本資本主義分析」）をみたこの段階において、独占資本と対立した意味の産業資本を取り出し「工業クラブ」をかゝる産業資本家の団体であるとし、さらに池田成彬や手形交換所に独占資本を代表せしめるのが正しいかどうか。

以上二点にわたり、やゝ詳しく論を進めてみたいとおもう。

【二】

社会政策論において、経済学的範疇として階級斗争を持ち込むことの必要さは、具体的な各国社会政策史に機械的に階級斗争を持ち込むことを意味しないこと、もちろんである。「プロシヤ型資本主義」進化を遂げた日本のごとき後進国においては「アメリカ型資本主義」進化を遂げた古典的な西欧「旧民主主義」国家と異なり、階級斗争は近代的労・資対立に一元化していず前近代的な半封建的農業関係にもとづく階級対立をも内包し、社会政策の主体もブルジョア国家（立憲君主制・共和制）以前の絶対主義国家が代行している。⁽²⁾——さらに政府の労働者階級に対する「経済的護歩」も、一義的に国内における階級斗争の自生的な発展にもとづく産物と見ることはできず、先進資本主義国や国際労働者階級の外部的圧力が多かれ少なかれ作用して、政府をして改良的施物のやむなきに到らしめている。⁽³⁾要するに近代的階級斗争というも、半封建的絶対主義国家との複雑な対応関係を無視してはならないのであり、また国際的環境における外部的要因を無視してはならないのである。

註 (1) 「旧民主主義」と「新民主主義」の異同に関しては、「新民主主義論」参照。自由民権運動は一種の日本型「旧民主主義」運動といえるが、そのご明治末期の金融資本の端緒的成立、さらに第一次大戦中の本格的成立を基盤とするロシア革命いごの労農運動の発展は一種の新民主主義運動であららしい戦略配置にもとづく一の性格をもった。

(2) 渡部徹「社会政策成立の必然性」(「大阪経大論集」創刊号)参照。

(3) こゝで詳説を避けたいが、社会政策の「イギリス型」と「プロシヤ型」(隅谷三喜男「社会政策研究のために」経済評論、昭和二十六年四月号)の対応は、資本主義進化の「アメリカ型」と「プロシヤ型」の対応と関連する。一けだし各々の国の社会政策の型は各々の国の資本主義形成の仕方・階級斗争(権力との対応における)の基本形態に規定づけられているから。プロシヤ型資本主義進化は自主的なコースではなく、「世界環境でのそれに先行するブルジョアの」農民的發展を前提し、多かれ少なかれかゝる西ヨーロッパ的進化への対応として遂行された」(高橋幸八郎「封建制から資本主義への移行」)(季刊「経済研究」第二卷二号、一四六頁)のであるが、プロシヤ型社会政策もまた多かれ少なかれ世界的環境においてそれに先行しているイギリス型社会政策への対応(先進資本主義国や国際労働階級の圧力にもとづく)として、「外から」持ち込まれるという傾向をもつ。

非自生的なプロシヤ型社会政策の最も極端なあり方を示すものが、第二次大戦の敗北・国際独占資本の「全一の支配」という国際的政治的条件によつて持ち込まれた戦後日本社会政策(二十二年四月の「労働基準法」・同九月の「労働者災害補償保険法」・「船員法」・同十一月の「職業安定法」・同十二月の「失業保険法」・「失業者手当法」等)である。こゝにあつては、国内における階級斗争の自生的な發展や労働者階級の組織的圧力の所産というよりはむしろ、没主体的に「外から」の全一の支配者の施物として持ち込まれたものであり、その施物の内容は日本の独占資本家階級の主体的な意志さえも遙かに超えるものであつたのである。

戦前にあつては戦後におけるように全体的な民族的権力機関の喪失≡民族的隸属はなく、従つて「外から」の意志が「全一的」に持ち込まれるという事態はあり得なかつたが、国際労働会議等の国際的機関を通じて「外か

ら」の意志が日本政府を介しての内的意志に転化し、日本社会政策の実施の方向に働きかけた、ということ容
易に考えられるところである。

× × ×

われわれはさきの岸本・渡部両氏の異つた見解を検討するため、やゝ詳しく国際労働会議の性格ならびにそれ
が日本社会政策に及ぼした影響をみることにしよう。

ヴェルサイユ平和条約にもとづき、国際社会政策促進のために設置された国際労働機関の毎年の總會が「国際
労働會議」であり、一九一九年（大正八年）ワシントンで第一回總會が開かれてより毎年開催され、一九三八年
（昭和十三年）日華事變の勃発に伴う内外諸情勢の変化によつて脱退するまで、我国は「八大工業国」（イギリス、カ
ナダ、フランス、インド、イタリア、北アメリカ、日本）の一として常任理事国の地位を得て、計四名の「完全代表」
を缺かさず送り、「熱心に協力を続けてきた」のであつた（大河内一男「經濟労働機関」岩波・經濟学小辞典）。

ところで「国際労働會議」の本質的な性格は何であろうか。それは第一次大戦後の国際的な平和的理想主義的
雰囲気のうちに出現したものであり、国際労働規約の前文には各国における労働条件を改善し社会正義を確立し
その基礎のうえで世界平和を実現すること、さらに労働条件改善の目標として、労働非商品の原則、結社の自
由、生活賃銀、八時間労働制、日曜休日制、幼年労働の禁止、男女同一賃銀の原則、内外人均等待遇、工場監督
制度拡充なる九原則を謳いあげている（平和条約四二七条）。この目的実現のため国際労働条約案並びに勧告の採
択という方法がとられ、これによつて国際労働機関は締盟各国の採用すべき労働条件の基準を与え、その実施を

監視するのである。端的に言えば、「その本質はやはり、英・米・仏三大先進資本主義国の経済的利益を中心として、世界各国における産業的諸条件、なかんづく労働条件の統一と均等とを計ることを目的とする国際資本主義の十幾億人類に対する搾取計画以外の何物でもなかつた」(「国際連盟及び国際労働会議」白柳秀湖、明治大正国民史—大正概編—四〇七—八頁)のであり、イギリス型先進的社會政策条件を有する英・米・仏三大先進資本主義国が、後進かつ低劣な労働条件を踏台として大戦後の世界市場に急激に進出せんとする後進諸国に「平和」と「社會正義」の美名のもとに均等な世界社會政策(労働条件)を強制し、世界市場戦の角逐に備えんとする、これが国際労働會議の第一の目的である。つぎに先進諸国の労働代表として「従来イギリス鉄道従業員組合の裏切り常習犯トマス、英露委員會の破壊者ヒックス、フランス・ブルジョアジの『労働士官』ジュオー、悪名世界に名だたる極反動幹部ウーデゲースト等が参加している」ことに見られるごとく(産業労働調査所「無産者政治必携」五一—三頁)、また第五回會議(大正十二年)から第九回會議(大正十五年)まで連続日本政府代表として出席した前田多門の「資
 本家側から云えば、本機關に対する攻撃は労働者側のそれよりもつと手酷しいのであるが、然し最近になつて
 こう云うことに気がついてきた。そこに多くの不満はある。然し此機關にして破壊せられたが、多数の労働者は
 失望のあまり相率いてモスコに奔らん。故に此機關は少くとも世界をポリシェヴィヰズムより防ぐ為から言つて
 も必要である。これは独り資本家のみならず、多くの政府代表が抱いている意見である」(前田「国際労働」と
 いう言にも明らかごとく、ロシア十月革命にもつと社會主義國家の出現、それを契機とする大戦後の国際労働者階級の革命化を防遏・阻止するための改良的施策(革命を墮胎せしめるための「經濟的讓歩」)を國際的規模において遂行するという任務を担うものであり、これ國際労働會議の第二の目的であつた。

以上の目的をもつ 国際労働会議は、各年の総会の条約案・勧告を通じてわが国労働行政と社会政策条件に対し、（一）労働組合に対する国家の態度を変化せしめた（実質的な法認への）、（二）労働者保護を促進せしめた、という二つの主要な効力をあらわしたのであり、日本社会政策はこゝに大きく規定づけられたから、以下二つに分つてみることにしよう。

【1】 労働組合に対する労働行政の変化（労働組合法問題）

国際労働機関が我国の対労働組合政策上いかなる影響を与えたか、ということとは第一回以来の国際労働総会に対する労働者代表の選定方式を知ることによつてあきらかとなる。国際労働総会は各国より政府代表委員二名と民間代表委員、労・資一名づつ計四名が選定・派遣されたのであるが、政府・資本家代表は徑庭なく問題はない問題は労働者代表であつた。いま平和条約に規定するところを見るとつぎのごとくである。

締盟国はその国に於て使用者又は労働者を最も能く代表する産業上の団体が存する場合に於ては、該団体との協議に依り各民間委員及其の顧問を任命することを約す（第三百八十九条第三項）。

団体権や罷業権はもちろん労働組合自体の存在さえ法認して、絶対主義的な態度で一貫してきた日本政府が「労働者を最も能く代表する団体」として労働組合を認定し得ないのは当然であつた。

第一回総会（大正八年）

（1） 地方長官の管轄下にある一般工場鉱山運輸労働者に付ては各工場鉱山運輸毎にその使用人数に応じて一定数の代表者を選出せしめ、これ等の代表者を地方庁に招集し、農商務省の指定した一定数の協議員を選出せしめた。

（2） 政府の直営にかゝる官設工場より一人宛の協議員計九人を選定せしめた。

(3) 友愛会、信友会、日本労働連合会、大阪鉄工組合の五労働団体より一名宛の協議員を選定せしめた。右のごとき方式で選定された七十五名の協議員を農商務省に招集し、候補者三名を決定した。

しかるに中央協議会の選定にあたり、政府は不当な圧迫・干渉を加え、また協議会から海員を排除した。これは明らかに「国際労働条約」に違反しているから、世界公知の同条約を「極秘」と称して国内での公表を阻止した。かゝる労働組合を全く無視し、「官許」の御用代表を選定せんとする政府の頑冥な態度に、札つきの労資協調主義者である友愛会代表鈴木文治ですら、信友会代表とともに席を蹴つて協議会から退出したのである。選定された三候補者中第一候補(本多精一)第二候補(高野岩三郎)ともに労働者と世論の非難を懼れて辞退、第三候補(榎本平平)に漸く落着したが、各労働組合の熾烈な反対運動は大示威運動となり、榎本一行の横浜出港当日は埠頭は宛然一個の大葬儀場と化した。しかもワシントンに着くや、国際労働会議代表の資格審査委員会が榎本代表の資格問題がおこり、政府代表が八方嘆願して辛うじて資格否認を免れたのである。(赤松克麿「日本社会運動史」一六三―一五頁)

第二回總會(大正九年)

第二回の總會は海上労働に関するもので、海上労働者に付ては、すでに相当の労働組合が存在し、且海員全般の一般的投票は實際上不可能であつたから、労働者代表は組合本位とする方式が採られ、海員団体より選出された協議員によつて候補者を選定、この候補者より政府が適当と思われるものを「官許」で任命した。

第三回總會(大正十年)

第三回は主として農業労働に関するもので、政府は農業団体を無視して直接任命の方式を取つた。

日本社会政策と人口政策の一交渉（市原）

三四

第四回総会（大正十一年）

第四回は第一回に準じ工場鉦山における個々の労働者を本位とする選定方式を取った。ただし此回は全然労働団体を無視し参加せしめなかつた。

第五回総会（大正十二年）

大正十一年「社会局」設置、社会局は一定数以上の労働者ある工場鉦山運輸業と一定数以上の組合員を有する労働団体を基礎として選出した。

以上要するに、第一回より第五回にいたるまでは、総じて、個々の労働者を主体とするか、或いは全く労働者の意嚮を聴かず一方的に直接任命するか的方式を取り、労働組合は全く無視されたのであつた。これに対し労働団体は平和条約に規定した労働代表選出方式に違反したとして反対し、選定された御用代表も他国の労働者代表より殆んど毎回のごとく攻撃を受け資格審査委員会で問題とされる等物議を醸してきた。そして、「有力なる資本家乃至資本家団体の国際労働会議に対する態度は、真実のところこれを無用視し、厄介視し、中には我国の産業的地位に顧み国際労働会議脱退を主張するに至つた」のであつた（森田良雄「我国の資本家団体」一九九頁）。

第六回総会（大正十三年）に対する代表選定に及んで、始めて労働組合本位とする方式が、清浦内閣の「英断」に依つて採用され、「これにより我国労働行政上に一大変化を齎した」のであつた（「最近の我国社会運動」前掲四六八頁）。この代表選定方式——「労働条件の維持改善を目的とする団体」すなわち労働組合本位の選定にもとづく——がその昭和三十二年まで採用・確立されてきたのである。

かくて第六回（大正十三年）における清浦内閣の労働者代表選定方式に採つた労働行政は、旧来の労働組合否認

の態度を撤回したもので実質上の法認に近づいたものというべく、まさしく「従来日蔭物の取扱いであった労組に特権を認め国家が之を公認したのであつて、政府の労組組合に対する態度に一新機軸を示したもの」(同前掲書四七〇頁)であつた。わけて大正十一年労組行政統轄のために設置された「社会局」(内務省)は、労組代表選出に関する事務をはじめ「国際労組事務局」との関係事務を管掌するにいたつたから、勢い政府に先んじて労組組合を法認しなければならなくなつた。

——大正十四年の社会局原案に成る「労組組合法」案が「かつて発表されたいづれの原案からもすんだものであり、一般に自由主義的なものと評価され」「まがりなりにも団結権と団体交渉権を承認したことにおいて、従来の諸案にたいし劃期的であつた」(信夫清三郎「大正政治史」第四卷、一一三—一四頁)のは、すでにみたように前年の第六回代表選出に際し「政府の労組組合に対する態度に一新機軸を示した」「我国労組行政上の一大変化」という事態を雄辯に法案化したからであろう。この労組組合法原案が日本の暗いブルジョアジーの意志を遙かに超えたことはいうまでもなく、「それが劃期的であり、自由主義的であつたということは、そのために資本家の猛反撃をあげた」のであつた。この反撃に遭うて社会局原案を完全に骨抜きとし改悪した「反労組組合法案」ともいふべき政府確定案すら、第五十一議會(大正十五年二月九日)で資本家に反対に遭うて撤回されたのである(信夫前掲書、一一四—一二頁)。

註(1) わが国最初の、第五十一議會に提出された政府案労働組合法の、社会局原案作成にいたる事情は森田良雄氏によつてつぎのごとく述べられている。——「大正十二年の大震災を一転期として、我国の労働組合運動は漸く現実化乃至右翼化の色彩を明らかにした。しかのみならず、第六回国際労働會議に派遣すべき労働代表の選出に当り、政府は従来の組合否認の態度を一擲して、組合員千名以上を有する労働団体をして候補者を投票せしめることとし、爰に兎も

角も労働組合を行政上公認する態度に出た。それやこれやで労働組合というものに対する輿論も、かなり積極的には法認すべしとの主張が有力となつてきた。時恰も大正十四年の第五十議會において、国民の積年の宿望であつた普通選挙制は曲りなりにも実現せらるゝに及んで、各政党の態度は来るべき普選を前にして遽に色めき渡り、何れも申し合わせたように、その政綱、政策中に社会政策、労働立法の確立制定を強調するに至つたのである。かくて大正十四年八月に社会局はその私案と称する労働組合法案を発表して……来るべき議會に該法案を提出せんとする意気込を示すに及んで世の視聽は期せずして、右労働組合法案の上に蒐められた。」と（我國の資本家団体「一八五—六頁」）。

【2】 國際労働會議と我國労働者保護法

國際労働機關の設置が我國労政上に与えた（従つてまた労働組合法問題に与えた）重要な変化については前述のごとくであるが、さらに毎年の總會に於て採択される条約案・勸告が直接間接に我國労働者保護法制上に及ぼした影響は極めて顕著なるものがある。第一回より第十五回迄に採択せられた条約及び勸告の数をまとめてみると、条約案三十一、勸告は三十九に達しており、批准した条約はつぎの十一となる（十五回まで）。

- 一、失業に関する条約等（第一回總會）
- 二、工業に使用し得る児童の最低年齢を定むる条約案（同前）
- 三、燐寸製造に於ける黄燐使用の禁止に関する千九百六年のベルタ國際条約（同前）（形式は勸告）
- 四、海上に使用し得る児童の最低年齢を定むる条約案（第二回總會）
- 五、海員に対する職業紹介所設置に関する条約案（同前）
- 六、農業に使用し得る児童及び年少者の強制体格検査に関する条約案（第三回總會）
- 七、海上に使用せらるゝ児童及び年少者の強制体格検査に関する条約案（同前）

八、勞働者職業病補償に関する条約案（第七回総会）

九、勞働者災害補償に付ての内外人勞働者の均等待遇に関する条約案

十、船中に於ける移民監督の單純化に関する条約案（第八回総会）

十一、船舶に依り運送せらるゝ重包装貨物の重量標示に関する条約案（第十二回総会）

批准せられた条約は直ちに国内法と同様国内一般に強制せらるゝのであるが、実際上は条約の内容を法律その他の国内法規に照合し、必要に応じ或は法律或は勅令を制定又は改正して然る後批准の手續に出るのであり、いま先に挙げた批准された条約に対応する我が法制を見る。――

（一）失業に関する条約に対しては職業紹介法並びにこれに伴う勅令が公布され、（二）工業に使用し得る児童の最低年齢に関する条約に対しては工業勞働者最低年齢法が制定され、（三）燐寸製造に於ける黄燐使用の禁止に関する千九百六年のベルタ国際条約、本条約に関しては黄燐燐寸製造禁止法が制定せられ、（四）海上に使用し得る児童の最低年齢を定むる条約に対するものとしては「船員の最低年齢及健康証明に関する件」と云う法律が制定され、（五）海員に対する職業紹介所設置に関する条約に関しては船員職業紹介法の制定あり、以下、くのごとくにして、（略）批准条約は国内法規に照合し法律或は勅令に依つて制定されている。勸告に付ても「外国人勞働者の相互待遇に関する勸告」外九件が十五回総会までに採用されている。かくのごとく国際勞働會議が勞働条約案乃至勸告を通じて、わが国社会政策を促進せしめたことは充分認められるのであつて、なかんづく批准には至らなかつたがその趣旨を採用せる条約案中（一）夜間に於ける婦人使用に関する条約案（二）工業に使用せらるゝ少年者の夜業に関する条約案は、昭和四年七月改正工場法の全面実施の際、十六才未満の幼年工の使

用制限と共に婦女子の午後十時より午前五時に至る深夜業の禁止、となつて實質的に実現し、日本紡績業の合理化⁽¹⁾独占の重要契機となつたのである。

註（一）「多数の人々に不正・苦痛・窮乏を与え、または不安を醸すような劣悪な労働条件を改善する目的をもつて」開催された第一回総会は、一日八時間労働制の問題と幼年婦人の深夜業問題を議案として扱っていたから、資本家代表として選出された武藤山治は出発以前に「紡聯」の臨時総会席上で国際労働会議が日本紡績業に及ぼす重大な影響について（夜業禁止問題に関し）つぎのごとく語つていたのである。――「夜の十時から朝の五時までといえ、即ち二十四時間に対して七時間の操業短縮という結果になる。そうして見ると、これはすこし粗っぽい勘定であるが、日本には現在三百二十万鍾ばかりの鍾数がある。その三百二十万鍾中百万鍾の生産力を封じられると同様の結果になる。

……もちろん夜の十時から朝の五時まででも引き続いて操業するというこの徹夜業の好くないことは、何人も異論のないところでありませう。けれども……突如としてこれを禁ぜられることになつては、非常に産業界の秩序を乱すという結果になる。そういうわけでありますから、今度の労働会議は織維業、就中われわれ紡績業者のためには、實に重大な問題であります。」（飯島幡司「日本紡績史」二一七頁）

ワシントン労働会議においては、ベルン条約―女子、少年の夜業禁止の国際的協定の基礎となつた―に加盟することが準備委員会の勧告になつていたが、武藤代表は、日本がベルン条約に加盟することには異議はないが、いま急に女子の夜業を禁止すれば日本の重要産業たる紡績業は痛烈な打撃を蒙り、その結果は生産品の価格騰貴を招き、その消費者およびこれを原料とする工業家を苦しめる、と反対意見を強調した。政府代表も同意見で、日本としては準備期間が必要なことを主張した。――かくて会議は深夜業に関し、十八才未満の少年は夜間これを傭用することを得ないこと（第二条）を定めたが、わが国に関しては特に例外を設け「本条約を日本に適用するにあたりては第二条の規定は一九二五年（大正十四年）七月一日までは十五才未満の少年に限りこれを適用し、その後は十六才未満の少年に限りこれを適用するものとす」（第五条）と規定した。これで「紡績業」に関する限り夜業禁止の規定は、事実上骨抜きになつたのである。しかるに、「国際労働会議が刺戟となつて、大正十二年の議会に改正工場法案が持ち込まれ通過した。この法律では、十六才未満の少年及び女子について、午後十時から午前五時に至る夜業を禁止しているの

（前掲「最近の我国労働運動」四七四—六頁）

であり、昼夜交替制の条件で三年間の適用延期を認めていたが、大震災のため延期されて昭和四年六月三十日に及び
 漸く女子夜業の禁止が完全実現をみたのであつた。（飯島、前掲書、二二〇—一頁）

参考のため第一回から第十四回にいたる国際労働総会採択条約案に対する主要各国の措置一覧表を載せてみる。⁽¹⁾

国名	総会年度		条名
	総会回数	年度	
日本	第一回	一九一九年	制業時間
イギリス	第一回	一九一九年	失業
フランス	第一回	一九一九年	失業
イタリア	第一回	一九一九年	失業
オーストリア	第一回	一九一九年	失業
ポーランド	第一回	一九一九年	失業
フィンランド	第一回	一九一九年	失業
ラトヴィア	第一回	一九一九年	失業
キユーバ	第一回	一九一九年	失業
ポルトガル	第一回	一九一九年	失業
支那	第一回	一九一九年	失業
リトアニア	第一回	一九一九年	失業
インド	第一回	一九一九年	失業
日本	第二回	一九二〇年	婦人夜業
イギリス	第二回	一九二〇年	婦人夜業
フランス	第二回	一九二〇年	婦人夜業
イタリア	第二回	一九二〇年	婦人夜業
オーストリア	第二回	一九二〇年	婦人夜業
ポーランド	第二回	一九二〇年	婦人夜業
フィンランド	第二回	一九二〇年	婦人夜業
ラトヴィア	第二回	一九二〇年	婦人夜業
キユーバ	第二回	一九二〇年	婦人夜業
ポルトガル	第二回	一九二〇年	婦人夜業
支那	第二回	一九二〇年	婦人夜業
リトアニア	第二回	一九二〇年	婦人夜業
インド	第二回	一九二〇年	婦人夜業
日本	第三回	一九二一年	工業最低年齢
イギリス	第三回	一九二一年	工業最低年齢
フランス	第三回	一九二一年	工業最低年齢
イタリア	第三回	一九二一年	工業最低年齢
オーストリア	第三回	一九二一年	工業最低年齢
ポーランド	第三回	一九二一年	工業最低年齢
フィンランド	第三回	一九二一年	工業最低年齢
ラトヴィア	第三回	一九二一年	工業最低年齢
キユーバ	第三回	一九二一年	工業最低年齢
ポルトガル	第三回	一九二一年	工業最低年齢
支那	第三回	一九二一年	工業最低年齢
リトアニア	第三回	一九二一年	工業最低年齢
インド	第三回	一九二一年	工業最低年齢
日本	第七回	一九二五年	海上最低年齢
イギリス	第七回	一九二五年	海上最低年齢
フランス	第七回	一九二五年	海上最低年齢
イタリア	第七回	一九二五年	海上最低年齢
オーストリア	第七回	一九二五年	海上最低年齢
ポーランド	第七回	一九二五年	海上最低年齢
フィンランド	第七回	一九二五年	海上最低年齢
ラトヴィア	第七回	一九二五年	海上最低年齢
キユーバ	第七回	一九二五年	海上最低年齢
ポルトガル	第七回	一九二五年	海上最低年齢
支那	第七回	一九二五年	海上最低年齢
リトアニア	第七回	一九二五年	海上最低年齢
インド	第七回	一九二五年	海上最低年齢
日本	第八回	一九二六年	失業者職業紹介
イギリス	第八回	一九二六年	失業者職業紹介
フランス	第八回	一九二六年	失業者職業紹介
イタリア	第八回	一九二六年	失業者職業紹介
オーストリア	第八回	一九二六年	失業者職業紹介
ポーランド	第八回	一九二六年	失業者職業紹介
フィンランド	第八回	一九二六年	失業者職業紹介
ラトヴィア	第八回	一九二六年	失業者職業紹介
キユーバ	第八回	一九二六年	失業者職業紹介
ポルトガル	第八回	一九二六年	失業者職業紹介
支那	第八回	一九二六年	失業者職業紹介
リトアニア	第八回	一九二六年	失業者職業紹介
インド	第八回	一九二六年	失業者職業紹介
日本	第九回	一九二七年	農業最低年齢
イギリス	第九回	一九二七年	農業最低年齢
フランス	第九回	一九二七年	農業最低年齢
イタリア	第九回	一九二七年	農業最低年齢
オーストリア	第九回	一九二七年	農業最低年齢
ポーランド	第九回	一九二七年	農業最低年齢
フィンランド	第九回	一九二七年	農業最低年齢
ラトヴィア	第九回	一九二七年	農業最低年齢
キユーバ	第九回	一九二七年	農業最低年齢
ポルトガル	第九回	一九二七年	農業最低年齢
支那	第九回	一九二七年	農業最低年齢
リトアニア	第九回	一九二七年	農業最低年齢
インド	第九回	一九二七年	農業最低年齢
日本	第十回	一九二八年	農業最低年齢
イギリス	第十回	一九二八年	農業最低年齢
フランス	第十回	一九二八年	農業最低年齢
イタリア	第十回	一九二八年	農業最低年齢
オーストリア	第十回	一九二八年	農業最低年齢
ポーランド	第十回	一九二八年	農業最低年齢
フィンランド	第十回	一九二八年	農業最低年齢
ラトヴィア	第十回	一九二八年	農業最低年齢
キユーバ	第十回	一九二八年	農業最低年齢
ポルトガル	第十回	一九二八年	農業最低年齢
支那	第十回	一九二八年	農業最低年齢
リトアニア	第十回	一九二八年	農業最低年齢
インド	第十回	一九二八年	農業最低年齢
日本	第十一回	一九二九年	農業最低年齢
イギリス	第十一回	一九二九年	農業最低年齢
フランス	第十一回	一九二九年	農業最低年齢
イタリア	第十一回	一九二九年	農業最低年齢
オーストリア	第十一回	一九二九年	農業最低年齢
ポーランド	第十一回	一九二九年	農業最低年齢
フィンランド	第十一回	一九二九年	農業最低年齢
ラトヴィア	第十一回	一九二九年	農業最低年齢
キユーバ	第十一回	一九二九年	農業最低年齢
ポルトガル	第十一回	一九二九年	農業最低年齢
支那	第十一回	一九二九年	農業最低年齢
リトアニア	第十一回	一九二九年	農業最低年齢
インド	第十一回	一九二九年	農業最低年齢
日本	第十二回	一九二九年	重貨物重量標示
イギリス	第十二回	一九二九年	重貨物重量標示
フランス	第十二回	一九二九年	重貨物重量標示
イタリア	第十二回	一九二九年	重貨物重量標示
オーストリア	第十二回	一九二九年	重貨物重量標示
ポーランド	第十二回	一九二九年	重貨物重量標示
フィンランド	第十二回	一九二九年	重貨物重量標示
ラトヴィア	第十二回	一九二九年	重貨物重量標示
キユーバ	第十二回	一九二九年	重貨物重量標示
ポルトガル	第十二回	一九二九年	重貨物重量標示
支那	第十二回	一九二九年	重貨物重量標示
リトアニア	第十二回	一九二九年	重貨物重量標示
インド	第十二回	一九二九年	重貨物重量標示
日本	第十四回	一九三〇年	強制労働務
イギリス	第十四回	一九三〇年	強制労働務
フランス	第十四回	一九三〇年	強制労働務
イタリア	第十四回	一九三〇年	強制労働務
オーストリア	第十四回	一九三〇年	強制労働務
ポーランド	第十四回	一九三〇年	強制労働務
フィンランド	第十四回	一九三〇年	強制労働務
ラトヴィア	第十四回	一九三〇年	強制労働務
キユーバ	第十四回	一九三〇年	強制労働務
ポルトガル	第十四回	一九三〇年	強制労働務
支那	第十四回	一九三〇年	強制労働務
リトアニア	第十四回	一九三〇年	強制労働務
インド	第十四回	一九三〇年	強制労働務
日本	合計		合採批准条約

註（一）表に明らかなごとく、「六大工業国」中日本は最低の採択批准条約数を示しており、「印度以下の低賃銀」国は国際労働会議においても「印度以下の低批准」国となつてゐる。これは第一回総会において武藤代表によつて端的に表明されたごとく（八時間労働制問題、婦女子夜業禁止問題）日本産業の後進性や特殊性の強調によつて均等な世界社会政策条件への参加を拒否するという一般の傾向によつて齎されたものであること、いうまでもない。——しかも「六大工業国」の一として常任理事国の地位を占め「完全代表」を各年に送出したからには、世界社会政策への参加を全く拒否することは到底不可能であり、事実いちおう国際労働者保護立法への参加をみていることはすでに述べたとおりである。この間の消息を第一回総会について見れば、当時の随行員福良竹亭氏（東京日々特派員）はつぎのごとく述べている。——「当時政府代表は政府の意を承けて日本の産業界に影響を及ぼす重要な労働条件は国内法で規定せんとする腹であつた。これに反して労働側は労働会議は列国均等に定めんとするために開催されたのだから、労働条件は国際的決議に従わねばならないと主張した。この間に資本代表の武藤氏は各国の労働条件はその国の産業の發達に関係があるので労働条件を悉く万国均一に定めることは困難である。さりとて国際労働會議に臨んでわれはわれたり、爾は爾たれという態度に出では會議の趣旨に背くから、力めて日本の国情を列国の前に訴え國際會議に提出されたる重要な労働条件はその国情に應じてそれぞれ修正を加えその修正案を列国に認めしめんとした。それは九時間半の労働時間制であつた。その理由は日本の産業は未だ欧米諸国の如き域に達してないからしばらく特殊国として九時間半の労働時間制を認めて貰いたいと言うのであつて、印度代表はこれに賛成を表しその結果日本と印度とは特殊国として九時間半の労働時間制を認めしめたのであつた。」と（「公民講座」武藤山治特輯号六十頁）。

X X X

かくて当年の労働組合法制定に及ぼした労働者階級の組織的圧力は、渡部氏の言われるごとく殆んど資料的にも存しない。この点渡部氏の簡単に触れられたごとく、国際労働會議の促進的な役割を評価しなければならぬであろう。岸本氏は昭和六年にいたるまでの労働組合法制定及び昭和四年七月の改正工場法の実施等、プロシヤ型後進社会政策の一としての日本社会政策の特質を見逃され、国際労働機関の果たした重大な役割を無視されてお

られるかにおもわれる（「社会政策論」第三章「工場法の施行及びそれ以後の社会政策立法」参照）。

われわれがすでに見てきたように、労組法の法認（労働行政の変化）、労組者保護法規の制定に国際労組会議の及ぼした促進的役割は顕著なものがあり、かゝる限りにおいて「英・米・仏三大先進国がその工業資本主義の利益を擁護する為めに、産業諸条件、なかんづく労組条件の遙に幼稚な世界の後進国に対し、労組者の保護と社会正義の確立とを押しやる」（白柳前掲書四、一四頁）という国際労組機関の目的は或程度達せられたものというべきである。——かくて、イギリス型社会政策のごとく国内における階級斗争の自生的な発展にもとづき、ブルジョアジーによつて主体的に上から施与された「経済的譲歩」とは異なり、外からの促進によつて日の目を見た日本社会政策や労組組合法案は、ブルジョアジーの主体的意志をある程度超えたものであり、いはば日本ブルジョアジーにとつて鬼子としての宿命を担うもので、そのかぎり、彼等によつて反撃をうけ撤回されるか、たとえ制定されても能う限りにサボられ去勢されなければならなかつたのである。

【三】

渡部氏のいわれるごとく、労組組合法制定は、真に日本の独占資本の主体的意志にもとづくものであり、彼等は労組者対策にそれまでの態度を脱皮し開明化していたのであろうか。

そうではない。この段階の独占資本は、人民大衆の「新民主主義」運動——すなはちプロレタリアートのヘゲモニーによるブルジョア民主主義運動（軍縮・普選実施運動等）に対してはいささかも改良——開明的態度を採つたことではないし、かれらの宥和的開明的態度は「旧民主主義」運動——人民層の変革エネルギーが普選実施の先頭に立

つた小ブルジョア理想主義的煽動政治家島田三郎、尾崎行雄にその指導権を委ねたごとく⁽¹⁾——にのみ許容されたのである、いや、むしろかゝる「旧民主主義運動」は積極的に助長し利用しさえしたのである。かれらが人民大衆の変革的力量を踏台として斗いつた護憲三派内閣が、ただちに匕首をかえして人民大衆に「治安維持法」をつきつけ、独占資本の忠実なエーゼントたる憲政・政友・政本・革新の圧倒多数二四六名の賛成のもとに通過⁽²⁾・成立せしめたことに、独占資本の政治的動向が端的に示めされている。

註（1）米騒動後において、労働者が普選要求運動をおこしたときは（「労働者階級成熟の索引」）、尾崎・島田等小ブルジョア煽動政治家が東奔西走して労働者のデモの先頭に立ち、人民層の変革エネルギーが社会主義的プロレタリアートの指導に流れ込まないよう小ブルジョアの限界にとどめたのである。独占資本の「旧民主主義」運動に最大限に利用された尾崎の普選運動の本質がいかなるものであつたかは、「人民は生活不安から議会政治を否認する革命手段による直接行動に魅力を感じ、それはやがて暴動化させる危険をもっている。……まだ自ら要求するだけの知識をもたない人民ではあるが、まづこれに選挙権をつかつてもなおその目的を達することができないならば、議院政治に敵対するのも致し方がないが、直ちに直接行動にゆくのは早すぎるではないか。そう鎮撫するより外に道はない。」と「暴動化防止に普選を提唱」した彼の言によつてあまりにもあきらかである（「尾崎行雄伝」八八四頁）。

（2）反対者は憲政会の中野正剛、革新クラブの清瀬一郎、湯浅凡平、実業同志会の武藤山治等々僅か十八名で「新中間階級」（インテリ、サラリーマン等）や「旧中間階級」（中小商工業者等）の政治的代弁者が多かつた。

そうするならば、この段階の独占資本が絶対主義勢力からかちとつた種々の政治経済的護歩はいかに評価すべきであろうか。たとえば半封建的機構遺制たる軍部の改革（原内閣）、貴族院の改革（護憲三派内閣）、普選実施（田中内閣）等々に示された一連の独占資本家的政党内閣の改革措置は、労働組合立法案・制定を図つた若槻・浜口内閣の改良し有和的態度と脈絡一貫するのであり、彼等が徹頭徹尾「新民主主義」勢力に対し弾圧的意図で臨ん

だと断ずるのは酷にすぎはすまいか。

そうではない。独占資本が絶対主義との旧来の結合——癒着を解いて挑戦しそこから政治経済的諸譲歩や改革措置をかちとつても、そのことはなんら彼等が「新民主主義」運動にたいし政治経済的譲歩を行い有和的態度をとることを意味しないばかりか、むしろその逆であつたからである。彼等は米騒動を契機とする人民層の変革エネルギーの奔騰が小ブルジョアの限界を出ず「旧民主主義」の圏内にとゞまる限りは、これを煽動し利用し（米騒動のときは政党が暴動を教唆さえした）絶対主義に打ちつけ能う限りの譲歩を求めたのであるが、ひとたび変革エネルギーが「新民主主義」の軌道にのりはじめると徹底的な弾圧政策でのぞんだのである（天皇制軍隊・警察の蔭にかくれて）。

彼等のこのような絶対主義と人民大衆に対するメタルの二面的態度（＝矛盾）は、日本資本主義の特殊な発展の仕方——絶対主義権力と結合した「前期的独占」資本が、明治三十年↓四十年の産業資本確立過程を基礎としてそのまま直接的に「近代的独占」資本主義に「本格的に転化・完成」した（大正七年）という——と構造的なかゝわりをもつていふこというまでもない。——すなわち、「ロシア革命を転機として崩壊の第一歩を踏み出した世界資本主義の最も矛盾に満てる一環としての日本資本主義の独占資本主義への発展が、その体制内におお半封建的生産関係を残存することのために、帝国主義に固有な寄生的解体的傾向を異常に著しくし」（野呂榮太郎著作集・第二巻『「プロテ・帝国主義」論批判』）、そのため米騒動を契機とする「一般的危機」の波及・人民的圧力の昂揚を基礎にして「日本の社会経済的構造の二重性（半封建的土地所有制と独占資本主義の矛盾的共存）の脆弱性がもはや危機の様相をとるに至り、独占資本が国内における半封建的農業の危機を自からの危機に波及するものとして、そ

れを切り捨てるだけの度胸をもつてのぞまざるを得なくなつた」（石渡貞雄「帝国主義の展開過程における食糧問題の性格と地位」一〇九頁）のであり、かゝるがゆえに独占資本は半封建的機構、造制とその物質的基礎たる半封建的土地所有制に部分的譲歩を求めざるを得なかつたのである。独占資本が震災恐慌以後しきりに努力した外資導入政策、その極として昭和五年にとつた金解禁措置は、特殊な保護貿易を解消し、封建的な旧来の小農保護政策の破綻と放棄とを齎すものであつたから、「封建的な土地所有制を上から譲歩的にある程度『改革』することによつて構造的矛盾を緩和し、同時に国内市場を開拓する態度をとりつゝ、外国資本への従属性を決定的に強化する方向」（井上晴丸・宇佐美誠次郎「国家独占資本主義論」旧版六四頁）に恐慌切抜けの出路を求めんとする、独占資本のいわば従属的「旧民主主義」化のコースの端緒を意味するものであつた。かくてこの段階の独占資本の、絶対君主制をブルジョア立憲君主制に妥協解消せんとする従属的「旧民主主義」化の意図の本質はあきらかである。独占資本は「新民主主義」運動や労働者対策に関しては、政治経済的譲歩を行い宥和的に労働・資協調を求める意志はなく、巨人のような搾取欲と暗い魂とを相変らずいだきつづけていたのであつた。

かゝる独占資本の政治的意志は、最もアケスケに独占資本家団体「工業クラブ」（大正六年創立）「経済連盟」（前者を母胎として大正十一年創立）によつて表明されている。三菱合資総理事の資格において「工業クラブ専務理事」に任じた木村久寿弥太⁽¹⁾、三井の傍系大業王子製紙の社長であり三井財閥の戦斗的イデオログのゆえに「工業クラブ理事」に就いた藤原銀次郎⁽²⁾は、ともに「工業クラブ」の双壁であり、若槻、浜口両内閣が提出した労働組合法案をにぎりつぶした先鋒であつた。

註（一）木村久壽彌太は、三菱銀行長崎・神戸支店長を経、三菱本社にはいり理事や総理事となつたが、労働組合法問題では「

安達内相と激論し殆んどつかみ合はないばかりの元氣を見せ並居る連中をハラハラさせた位」であり（小汀利得「四大コソツエルン参謀本部の人」中央公論、昭和六年夏季特輯号）、のち昭和八年暮の「政党連合運動」には事前に池田成彬、郷誠之助と共に財界三巨頭のいわゆる「箱根会談」を行い、三菱財閥の政治的発言を代表していた（御手洗辰雄「実現性をもつ政党連繫運動」タイプアモンド、昭和九年三月一日号）。

(2) 藤原銀次郎はいうまでもなく、三井物産の小樽支店長から三井傍系の大事業王子製糸にはいつてよく大をなしたもので、「工業クラブにおける三井系巨頭」と目せられていたのであり（檜六郎「資本家クラブの解剖」改造、昭和六年二月号）、労働組合法問題に関しては「財界有数の労働問題研究家」として終始抹殺の先陣に立ち、独占資本の有能なチャンピオンであつた。

大正十五年、木村久寿弥太は独占資本と「工業クラブ」を代表して「資本家武装必要論」を称え、つぎのごとく論じたのである。——「労資の問題に対する私の考えを一口に云えば、資本家も労働者諸君に対する一種の武器を整えて合理的な解決をとげねばならぬ、ということである。云い換えれば労働者諸君の運動に対して経営者側に於ても相当の研究と覚悟とを持たねばならぬと云うのである。お互いの温情主義も賛成である。然し乍ら労資の今日の有様が温情主義や協調主義ばかりでは到底解決できない程度に立ち至つてゐることは甚だ悲しむべき且つ動かすべからざる事実として承認しなければならぬ。」と（「実業之世界」大正十五年十二月号「資本家武装必要論」）。

註(1) こゝで否定され攻撃されている労資協調＝温情主義が鐘紡経営（したがつて武藤山治）に代表されるこというまでもない。彼は「治安維持法」案に反対し、これが「知識階級」と「善人」に不安を与へることに論及し「いかなる国においても知識階級に不安を与へる法律を制定して、その国が亡びないものは歴史上一つもありませぬ」と宥和的立場から反対したが、労働者対策についても「金持に慈善税を課すべし、実業界を廓清すべし、労働者と資本家との争いに警察の干渉を見合すべし、速に労働組合法を制定すべし、老衰者及病者救済法を速かに制定すべし」と述べてゐる

（「吾国労働者問題解決法」グイアモンド、大正八年八月一日号）。（また彼は「近頃労働組合を説く学者、政治家或は温情主義を主張する学者があるが、私を以て見れば労働組合を認めないのはよくない。治安警察法の制裁等も廢してもよいと思う。然し若し治安維持法を撤廃することができないとすれば温情主義の實行を法律を以て一般に命じ、其設備及優待法を規定しなければならぬ。」とも云つてゐる（「支店人事係主任に望む」大正八年二月七日、訓話集第二卷）。かゝる彼の典型的な温情主義的労働・資協調主義は社会主義的立場からの反撃を蒙らねばならなかつた（河上肇博士の武藤の温情主義批判は「社会問題研究」第十八冊、大正九年に掲載）、それと同時に「資本家武装必要」論を叫ぶ独占資本によつても排撃されたのであつた。

かゝる「資本家武装必要論」を独占資本のために勇敢に実践したのが藤原銀次郎であり、大正十四年の社会局原案の「自由主義的、かつ劃期的な」労働組合法案を葬る先達となり、⁽¹⁾「工業クラブ」を中心とする独占資本の反撃を惧れた政府が惶慌としてさきの原案を骨抜きにし、みるも無惨な反労働組合法案ともいうべき「確定案」を提出したとき、再びこれすらも焚殺し終えたのであつた。⁽²⁾

註（1）彼は社会局案に反対し、組合運動専従者は組合員として認められぬ、「内部の空気を悪化し、その手段を狂暴にさせる」からと称し、さらに労働条約の合法性に関する規定をもつて自由契約の趣旨に反するとし「個人の雇傭契約が団体契約によつて支配されるなどは、今日の法理上ゆるすべからざることである」との暴論を吐いたのである（信夫「大正政治史」第四卷、一一一四—一五頁）。

（2）「確定案」の原案として大正十四年十月八日に閣議で決定した「労働組合法要綱」（「社会局案を完全に骨抜きとし、かつ改悪したもの」）に対してさえ、藤原は「工業クラブ」代表として浜口内相に会見、強硬な反対意見を述べたが、逆に内相より「もし普選が茲にできると斯様な微温的な法案では済まなくなる。それだから今の中に此位のもので君等は我慢しておいたら宜からう……普選が出来た場合に労働者等が此議会に出てくる、或は労働者の意志が反映するその議会において、もし労働立法というようなものがでてくると強いものが出てくる。その時に今この生温いものを拵えておけば斯ういうものがあるからといつて甲斐になるから強いものは喰止めることができるぢやないか」と教

説される有様であつた（「第五十一議會」における安藤正純の質問演説、「議事録」より）。

かゝる独占資本と政党内閣との労労組合問題をめぐる意志の乖離は、浜口内閣において頂点にたつた。団結権罷業権を承認した比較的自由主義な社会局原案をもとにして作製された政府案は取締的色彩の強いものに改悪されていたが、それでも資本家団体の猛烈な反対運動に遭遇しなければならなかつた。しかし政府はこれに「介意することなく」第七十九議會に提出することを屢々声明、その主張は「一部の資本家団体の中には法の制定そのものに反対する向もあるが、これは最も素朴な保守思想に基くものであつて、かゝる思想は近代政治を全然理解せざる暴論である。かゝる思想の上に立てば、あらゆる社会立法は成りたち得ない訳で、かような反対はとるに足らぬ。……我国における労労組合運動は漸次秩序的となり、社会の実状も国家がこれを法認しなくとも事實上世間は認めているのであるから、労労組合運動に一の統制を与え、これを放任する時は邪道に進むやも保し難き労労運動に正常の進路を与うるため組合法を制定するのであつて、大局から見れば、資本家側にも利益である筈である。」というにあつた。政府当局のかゝる意見が伝えられるや、資本家団体は愈々「大同団結」を固くし、五年四月二十一日全国凡そ二百団体の産業連合組織たる「全国産業団体連合会」が創成され、会長郷誠之助（三井系財界世話業で工業クラブ専務理事）、顧問団琢磨（三井合名理事長で工業クラブ理事長）、同木村久寿弥太（前掲）、常任委員藤原銀次郎（前掲）を選任・決定。独占資本のヘゲモニーのもとに「かくのごとく全国の産業団体が一致結束して運動を起したことは真に空前の出来事」であつたのである（「最近の我国社会運動」四二四頁）。この強硬・頑冥な反対意見・反対運動にたいし、安達内相は「政府は飽迄も労資協調を目的として進む方針であり、労労組合法案の立案に当つてもその趣旨に則つた。……産業界不況のためでもあろうが、資本家団体が本法案に対して

挑戦的態度を以て反対運動をしていることは、動もすれば世の誤解を招く恐れがある。すなわち資本家のかゝる態度が却つて階級斗争を激成して労働組合のみならず、その背後にある民衆の思想を悪化させることにならぬとも限らぬので自重されたし」と述べて鎮静を図つたが、日本工業クラブ・東京商工会議所の率いる京浜二十八団体は、なおかつ労働組合反対決議を行い政府に陳情した。

註(1) 我國のそれまでの資本家団体の数は尠くなく、連合的資本家団体の数も相当の数にのぼつたが、大ていは産業別組織で、これを全国的に打つて一丸とした労働組合に対抗するための資本家戦線は、労働組合反対運動を契機として糾合されたこの「全産連」において最初の結成を見たのである。かゝる労働者運動に対抗するための資本家団体の全国的な「大同団結」は西歐においてはいち早く結成されたところであり、ドイツにおいては一九一三年の「ドイツ雇主組合連合会」、イギリスにおいては一九一九年の「全国雇主組合連合会」、フランスにおいては一九一九年の「フランス生産総連合会」、イタリアにおいては一九一九年の「イタリア産業総連合会」がそれらをしめす。

(2) 安達内相はその陰険・悪辣な選挙技術（「選挙の神様」✓）のゆえにのみ民政党で重きを成した旧型政党内であり、政友会加藤（餘五郎）代議士の「都市計画とはそも何ぞや」との議會質疑に「都市を綺麗にする事です」と答弁し、政友会田中首相の有名な「肥料の公平な分配」答弁とともにその浪曲的政策観を謳われたものである（座間勝平「日本ファツシヨ運動の展望」二五〇—四頁）。この安達内相の労働組合法に対する勞・資協調主義にすら徹底的に反撥、アナクロニズムを發揮したのが独占資本家であり、五年十二月二十二日、内相が組合法案に関する勞・資懇談会を開かんがため、東京側資本家代表として団・郷・木村・藤原の四氏に招待を發したとき悉くこれをポイコットしてはばからなかつたのである。（その内相への拒絶の通告書にいう。「労働を代表せるものとして指定されたる諸氏の内には平素根本的に吾人と國家および産業に関する主義主張を異にし、多数の眞摯なる労働者の精神を代表するものと認め得ざる組合の幹部ありて（黄色労働組合幹部に）してすらこの言あり……市原）、予め十分なる準備と諒解なくしてこれらの諸氏と会談するも……会議の目的は達し得ざるべきを思慮する」と。工業クラブ中心の京浜産業団体連合会もまた「今後とも当方の指定する労働代表のみ出席する懇談会でない限り、言葉尻を補えられてのつびきならぬ破目になつては『産業全体の興廢』にも関するからそれ以外の会合には列席を拒絶する」と申合せをなし、前

記四代表の懇談會議ポイコットを支持したのであつた（前掲、檜六郎「資本家クラブの解剖」一六九—七〇頁）。安達内相の浪曲的魂に劣ること数等の独占資本の暗い魂、特異な搾取欲を思うべきである。

(3) 「この京浜二十八資本家団体の労働組合法制定反対決議は、従来の反対意見を反覆強調したものにすぎないが、その反対意見はいよいよ鋭く且つ強化されていることが注目され」「これは資本家団体の意見が奈辺にあるかを知る上に便宜である」が（岸本「社会政策論」三六四頁）、その「決議」の「第六」にいう「特に現在中小工業者が最も労働組合の圧迫により事業の経営上困難をなめつつある事実を鑑みれば、本法は益々中小工業の發達を阻止し、社会の中堅階級たる中小産業の存立を危殆ならしむるに至るべし」と。これはこの一兩年間いわゆる中小工場における労働争議に極めて多かつた（独占資本本位の産業合理化と解禁恐慌のため）事実、および「中小工場における労働争議が概して労働者側の勝利に帰し、従つて中小工場の没落を一層促進しつゝある事実」に基づき、こゝから社会局原案労働組合法は『産業を破壊するものなり』と歪曲したもので「その実は中小産業を破壊しつゝあるものが、まづもつて彼等大産業資本であることは、むしろおおくにも出さなかつた」のである。端的にいえば「中小資本家は、大資本家の日頃の圧迫を重々承知しながらも、溺れるもの藁をもつかむ式で、工業クラブに眞喰うコンツェルン代表者の尻馬に乗つた」のであり、まさしく「工業クラブの『指導部』—大財閥の代表者は、文字通り没落に瀕しつゝある中小資本家を利用した。」のであつた（檜六郎「資本家クラブ解剖」改造・昭和六年二月号・一六九頁）。

六月末には早くも浜口首相・安達内相の動搖が伝えられ、「それは理論や正義の問題ではなく力の問題」であり、かくて第五十九議會に全く原案をとどめぬ形で改悪されて（彈正・取締法案ともいうべき）提出された政府案も、遂に貴族院審議未了のため葬り去られたのであつた。

X X X

渡部氏は浜口内閣が独占資本家的政府であることから、ただちにその提出した労働組合法案も独占資本の意志に出るのかのごとく解しておられるが、果してそうであろうか。もともとブルジョアジーの政党政治を通じての「

ブルジョア民主主義的支配」は「窺極の権力はブルジョアジーの手中にあつても、その支配形態は資本主義以前の社会にくらべてはるかに複雑多岐であり」、いわば政党議会政治を通じ「間接的に階級支配を行うのであつて、それが間接的であることに制限つきの民主主義も自由も存在することができる、という仕組みになつてゐるのである（岡田文夫「ファシズム」一五頁）。なかんづく、戦前のわが国のごとく議会政党政治が「絶対主義天皇制の陰部を蔽う無花実の葉」（クーシネン）であつて真の立憲議会政治を確立していないときは、半封建的権力機構（枢密・貴族院、軍部・官僚等）に災いされてブルジョアジーの権力行使は、さらに間接・迂回的となつてゐる。ゆえに他の政党内閣と較べると最も独占資本家的色彩の強い浜口内閣でさえも、客観的な社会経済事情の変化によつて、独占資本の意志執行が間接迂回的になるにとどまらず、ときに甚だしい意志の疏隔・背反をきたしたのは、敢て怪しむに足りないのである。

註（1）ブルジョアリーの「ファシズム的支配」形態は、最兇・最反動の独占資本の政党議会政治を媒介にしない「直接的支配」（ラビスキー）であつて、「政治的独占」をおこなつたブルジョアリーの意志は直接的に政策化される（「ブルジョア種・ブルジョア属」の議会政治を無視して）わけである。

（2）たとえ政党内閣の政策立案が独占資本の意志を反映しているとしても、枢密院や貴族院の機構遣制との妥協のため、ブルジョアリーの意志は歪曲されざるを得なかつたのである。（「普選案」通過のときなど）。

たとえば浜口内閣が典型的な金融資本家的内閣であるゆえんは、五年一月に金融資本の拍手を浴びて行われた金融禁措置に示されるが、解禁当初は最も金融資本家的であつたこの措置も、英国が金輸出再禁止を実施し（同年九月）三井資本はもろろん三菱資本ですら「弗買ひ」に狂奔するにいたるや、いまや全く反金融資本家的政策に化し去つたのであり、若槻内閣倒壊の一要因となつたのである。このように最も金融資本家的色彩の強い浜口

内閣の政策措置が悉く金融資本家的ではあり得ず、内外の客観的な社会経済諸事情の推移・作用によつては、金融資本家的政策・措置までとらざるを得ないわけである。——朝野をそして勞・資をともにいたく刺戟した国際労働會議に「六大工業国」の一として常任理事国の地位を占め、毎年「完全代表」を送つて「熱心に協力（²）を続けてきた」日本政府派遣の資本家代表や政府代表が、會議から資本家的危機意識と新知見とを持ちかえり、これを政府や社会局に反映せしめ（清浦内閣時の労働組合本位の労働代表選定を契機とする政府の「英断」的な労働行政の「劃期的な変化」等）、社会局や政府当局も外的促進にうながされて労働組合法制定の余儀なきに至つたことは明らかであり、こゝに浜口内閣になつて独占資本家階級との完全な意志の乖離と背反とを生じるといつたことは、容易に肯けるところである。

註(1) 内海陽太郎「再禁止をめぐる政民両党の斗争」、経済往来、第七卷二号、二一四頁。

(2) 国際労働會議がいかにかにセンセーションであつたかは「第一回国際労働會議招集の事が日本に伝わつた折の朝野の錯愕狼狽は実に眼もあてられぬものであつた。きのうまで労働運動・社会運動を國家に対する許し難い叛逆行為として、真向から彈圧してきた政府が、今日は遽々然としてその態度を改め、ともかくも労働代表なるものを仕立て、政府の費用でこれをワシントンなる第一回總會に送らねばならぬ苦しい羽目に追込まれたのであつた。」という白柳氏の指摘（「明治大正國民史——大正概編」第六五節第一章「朝野を挙げての錯愕狼狽」）にあきらかであり、さらに関口泰氏の「国際労働會議と日本」も參鑑されたい。

(3) 第一回国際労働會議が資本家代表武藤にいかにかに重大な影響を与え彼の資本家的危機意識をゆすぶり起したかは、「この時に受け感じが今回この運動（政界一新運動）を起すに至つた動機の一である」（武藤「政界革新運動と実業同志會」一一九頁）という言にあきらか。さらに彼は「国際労働會議報告」第三章で我國最初の資本家団体の「大同団結」必要論を述べ「将来労働運動が今日のごとく過激ならざるにせよ、僱主は自ら進んで此運動を緩和する策を講ずる事は我國産業の發達に最も緊要の措置なること、僱主被僱主の間柄未だ円満なる關係を維持する今日に於て両者の間柄

を一層親密ならしむる目的を以て茲に我國僑主の大同盟会を作り、内にあつては相互に努めて被僑者の幸福を増進する方法を講じると同時に外に対しては吾々僑主が常に公衆の利益を主として考慮するものなる事を機会ある毎に周知せしめる等、国家産業上僑主の地位の重大なることを自覚せる一大団結を組織することにした。これとりもなおさず我國の労働者をして歐洲のごとく過激ならざらしむる唯一の方途なりと信ずること」を説いたのであつた。さらに第五回会議から第九回にいたる連続政府代表前田多門が「資本家側からいへば本機關に対する攻撃は、労働者側のそれよりももつと手酷しいのであるが、然し最近になつてこういうことに気が付いてきた。そこに多くの不満はある。然しも、此機關にして破壊せられんか、多数の労働者は失望のあまり相率いてモスコイ奔らん。故に此機關は少くとも世界をポリシエヴィズムより防ぐ為から言うても必要である。これは独り資本家のみならず、多くの政府が抱いている意見である。」（「國際労働」と述べているように、國際労働會議が資本家・政府代表に「新発見」と「危機意識」とを与えたこと、明らかである。

X X X

渡部氏は「工業クラブ」を「産業資本の拠点」として把えられ、独占資本の浜口内閣を通じての労働組合法制定にたいし、中小資本と呼応して反対運動を組織し、これを葬り去つた、とされるが、このように独占資本と対立する意味の産業資本の拠点として「工業クラブ」を考えるのは至当であろうか。

「工業クラブ」はその「設立趣意書」にいうごとく、大正六年に「歐洲大戦の影響を受け燦然として一大盛観を呈し、概設の事業は益々基礎を鞏固にし新創の事業亦甚だ多」きところの「吾邦各種の工業」の「共通する所の利害を講究し、同業者互に其弊を除き、交も其利を進むるの方法を立つる」ため、いはばわが国の産業資本家の連合団体として組織されたこと、いうまでもない。三井・三菱の十万円、古河・安田の五万円、大橋・台湾製糖・郵船・浅野・日比谷・久原・森村の二万円その他等々で総額百余万円の寄附で建設、専務理事団琢磨、和田

豊治、郷誠之助、中島久万吉、大橋新太郎の五名によつて会員二百余名は引率された。理事長は三井財閥の大番頭団が互選され、名誉会員には大財閥の主人公・三井八郎右衛門、岩崎小弥太、安田善次郎、古河虎之助、別格の渋沢栄一などが「如才なく」祭り上げられていた。このように当初から独占資本のヘゲモニーは確立していたのであつたが、かゝる傾向は『欧洲大戦の影響を受け燦然として一大盛観を呈し』ていた『吾邦各種の工業』が、相継ぐ大戦後の恐慌(戦後・震災・金融・解禁の各恐慌)によつて、金融寡頭支配の傘下に吸収されてゆき「金融資本の本格的・成立」(大正七年)という事態がいよいよ決定的なものとなつてゆくにもない、強まつていつた。こゝにおいて「生産の集積、そこから生れてくる独占、銀行と産業の融合または合生」という金融資本の古典的規定は、現実には財閥銀行資本家池田成彬の「とくに銀行家の覚悟としては、従来のごとく英国流の銀行にならつて事業に直接関係するのをさけては、もはや産業界に貢献し得ないばかりでなく、銀行の営業じたいも完全なるを得ない。よろしく事業に精通して、事業そのものを支持してゆく気でやつてゆかなければならない。」(昭和五年五月東京手形交換連合会)という言葉によつて語られたのであり、もはや金融資本と対立する意味で産業資本をとりだすことは殆んど不可能になつたのである。かくて「創立当初から会員でも実力上、上下の別のひどかつたが、こうした過程によつて、一層大産業資本の意の儘に動くことになつた。」「結局工業クラブは厳密にいうと三井の団、三菱の木村、それに川崎系を代表するばかりでなく主としてその性格から『財界』に特殊な地位を占めている郷の三頭政治ということになつた」⁽¹⁾のである(前掲檜六郎「資本家クラブの解剖」一六七頁)。

註(1) 「商工会議所勢力の基礎は何といつても中小商工業勢力にあつた」のであるが(島田晋作「昭和財界風雲録」三〇〇—一頁)、「商工会議所が資本家階級の勢力の変動によつて、全資本家階級の問題に対しては、全く工業クラブにヘゲモニーを握られたのは、けだし資本主義発達過程—商業の衰頹、中小工業没落のスピード化—の然らしむところ」

であつた。そして工業クラブ内部の同じ大産業資本家でも、すでに実体を失つた甲州財閥・大川財閥のごとき、また浅野系の『実業家』のごときは、従来のように工業クラブを我物顔に振えなくなつた』のである（前掲、檜、一六九頁）。

かくて「産業資本の拠点」として出発した「工業クラブ」であつても、終始そのヘゲモニーが財閥銀行と合生し癒着した大産業資本に、一言にしていえば金融資本に掌握されていたのは当然の理で、渡部氏のごとく独占資本家的浜口内閣と対立した産業資本家的「工業クラブ」を考へることは全く不可能であつた。そしてすでにわれわれがかなり詳しく検討したように労働組合法反対運動は徹頭徹尾独占資本が指導したのであり、「文字通り没落に傾しつゝある中小資本家を利用した」（檜、前掲）のであつて、渡部氏のように逆に考へべきではない。もしこの段階において何らかの意味で独占資本と相対的に対立し獨立した産業資本を見出さんとされるならば、「外国の実業家が驚嘆するほどに多くの蓄積を残し」「これによつて会社は自己金融することができ、従つて金融資本の支配から比較的に独立的」であり得た大紡績産業資本こそ恰好であつたのである（有沢広己「我國民經濟における財閥の地位」中央公論、昭和十一年夏季特輯号、一一五頁）。事実、「金融資本の外に立つてなお獨立を維持し得る唯一の産業資本としての紡績資本」の先進的イデオログ武藤山治はそれにふさわしい政治的実践を行ひ來つたのである（猪俣津南雄「現代日本研究」二〇二頁）。すなわち「純真なる中堅実業家」を糾合し「工業クラブ」に拮抗して政商排撃を謳つた大正十一年以降の「大日本産業組合連合会」運動、既成政党打破を掲げた大正十二年以来の「実業同志会」運動はそれを示し、武藤山治が「治安維持法案」に反対し、問題の「労働組合法案」に賛成したことは、すでに触れたとおりである。

ところで渡部氏が独占資本プロパーを代表せしめ、独占資本が労働組合法案に賛成しているという結論の傍証

に用いられた池田成彬や手形交換所の組合法賛成はいかに考うべきか。

昭和四年十二月安達内相は社会局をして原案を作製せしめ、財界代表として藤原銀次郎と池田成彬に諮問したとき、藤原は例のごとく強硬に反対意見を述べたに反し、池田は組合法賛成を述べ、工業クラブの反対運動に對抗して保険業者・銀行業者をひきつれ賛成運動を行わんとした。彼は若き頃（三井銀行時代）、三井物産と提携して銀行のストライキをやるうとした位だから、労組運動にはもともと理解があつた、と述べている（池田「私の人生観」二二三頁）。彼が独占財閥の幹部としては異例な組合法賛成の行動を採つたことは、証券資本家や銀行資本家は直接的生産過程内に直接には干与しない、ゆえに経営内部における労組組合の脅威を産業資本家のごとく直接に受けることがなかつた、という理由もあるが、より根本的には池田個人の特異なパーソナリティにもとづくのである。彼の履歴から彼が日本の独占資本家プロパーを代表することの出来ぬ特異な存在であつたことを見てみよう。

彼は三田出身で、三井における慶応派の巨頭であり産業資本家の伯楽中上川彦次郎（福沢の甥）に登用され、武藤山治、和田豊治、藤原銀次郎等と踵を接して三井入りをしたのであるが、武藤や藤原のごとく福沢イズムに信服せず、益田孝一派の三井物産にたむろする前期的独占商人に囲まれて中上川が悶々のうちに早逝し、慶応派が退潮してゆく。その中にあつて、「平素慶応派に対し超然的態度を採っている」がゆえに、相変らず三井銀行で異数の昇進を見、常務取締役に就いた（実業之世界社、「三井と三菱」二九七頁）。大正十三年いち早く平沼の率いる超国家主義団体「国本社」に結城豊太郎とともに名をつらね（今里勝雄「三代思想録」一六七頁）、その資金係を両者が受けもつて「ブルジョア・ファッショ銀行家」と噂されたのであるが（野田豊「金融資本陣營の指導理論家」改

造、昭和十一年二月号、一六頁）、こゝで結んだ平沼との濃密な関係は池田式商法に最大限に利用された。若槻内閣が台銀救済のための特別融資の緊急勅令を枢密院の審査委員会に附議しているとき、審査委員長の平沼は池田を銀行に訪ね、台銀の日本経済における地位や台銀が潰れたときの影響について質問、池田は三井銀行をして台銀危うしの声を聞くや最初にコールを大量に引上げ、台銀の首を締めたが、これと呼応して池田から意見を聴いた平沼一派は緊急勅令を枢府で握りつぶしたのである（財政、昭和二十三年十一月号）。かくて勅令通過を信じて日銀に台銀への無担保貸付を行わしめていた若槻内閣は倒れ、金融恐慌は激発し、恐慌で破産した台銀貸付の鈴木木商店の支配事業は、忽ち池田の辣腕によつて三井財閥の傘下に併呑され終つたのである（大阪毎日・東京日々新聞エコンミスト部編「日本金融資本戦」二一六頁）。さらに「東京電灯株式会社事件」や昭和五年八月以降の全国民の指弾を受けた「弗買事件」にも示された池田式商法は、全く平沼の国本社イデオロギー（皇道主義）とは無縁である。昭和四年から五年にかけて外遊し、外国の金融資本が戦中・戦後（第一次大戦）においていかに労働者・革命運動に対処したかを学びとり、満洲事変を契機とする日本の「財閥の転向」⁽¹⁾ 工作进行を主導しこれに適用し、軍民の熾烈な反財閥感情の波や軍部の絶対主義的反動の嵐の前に機敏に財閥を蹶躄・避退せしめた辣手は、これまた「財閥の転向」にあらゆる抵抗を試みた大財閥の主人公の凡庸な頭脳⁽²⁾ とのへだたりをものがたつてゐる。

註（1）「外遊の一つの目的は、外国の全財閥が労働者階級の攻撃増大に対してどのような対策を持つてゐるかを調べ、それを参考として三井の将来を決定することであつた。」（岩井良太郎「戦争と財閥」一五・六頁）

（2）特殊会社整理委員会「日本の財閥とその解体」第一部・第二章「財閥の転向の経緯とその背景」について「財閥の転向」を見られたい。

（3）かれの三井財閥の転向工作——とくに三井十一家当主の第一戦からの退陣——は「三井の内部からも非常に反対が起」つ

たのであつた（佐々木四郎「強請られ通しの三井財閥」ダイヤモンド臨時増刊「日本の内幕」六八一―九頁）。

銀行資本家としては「残忍なまでに利益追求の権化」と化し得ることにおいて抜群であり、独占財閥の主腦としては資本主義に熱烈な愛情をもちながら、早くも資本主義に対して相当の批判的精神をもつようになった」とにおいて先達であつた彼池田が（和田日出吉「三井コンツェルン脱本」二八九頁―三二七頁）、外遊から学びとつた労働者運動に対する新知見をもつて日本労働組合法案に賛成し、暗い独占資本プロパーのいできつづける「資本家武装必要論」や「組合法産業破壊論」に賛成し得なかつたのは当然であつた。かくて池田成彬に日本独占資本家プロパーを代表せしめることができないのは、あたかも武藤山治に日本産本資本家プロパーを代表せしめ得ないのと同様であつたのである。「一般的危機」の波及以降の危機の激化にともない、かれらの先進的な資本家的危機意識が、産業資本家武藤を駆つて政界浄化運動に没頭せしめ、金融資本家池田を駆つて満洲事変以前に早くも「財閥の転向」工作に着手せしめたのであつた。彼等二人に共通するものは、この段階の日本ブルジョアジーが依然としていできつづけた半封建的魂と「資本家武装」論がある程度脱皮することができ、ブルジョアジー・プロパーの十歩まえを歩んだ点にあるのであつて、労働組合法制定を二者が認めたのはこのことを意味するのであつた。

【四】

すでにわれわれは日本社会政策史の主要論点と思われる国際労働機関をめぐる日本社会政策と世界社会政策の相互連関、労働組合法をめぐる浜口内閣と独占資本・産業資本・中小資本の相互連関につき私見を加えてやゝ

詳しく考察してきたところである。

すでにあきらかなごとく、労働組合法制定を日本政府に促進せしめたものは、下からの労働者運動の主体的圧力よりはむしろ、国際労働機関よりする外的要請の方が大きかったのであり、そのことは清浦内閣以降の労働行政の「英断」的変貌となつて表われた。——と同時に世界社会政策が国内労働者保護法としてもちこまれ、例えば昭和四年以降実施を見た改正工場法のごとく日本工業（とくに紡績業）に大きな影響を与えたのである。岸本氏がこの点において国際労働機関を通じての世界社会政策・労働者保護法の日本社会政策・労働組合法制定に及ぼした促進作用を見落されたのは、ただしくないであらう。

プロシヤ型として規定づけられた日本社会政策のこのような特質にもとづき、最も独占資本家的であつた浜口内閣が最も独占資本の意志（「資本家武裝必要論」）から乖離し労働組合法を法認せんとして、独占資本の大反撃を蒙らなければならなかつた。この段階における独占資本は、政治―権力機構面においては半封建的支配勢力と相対的な対立―矛盾をふかめかなりの譲歩さへかちとつたのであるが、経済制度面においては徹頭徹尾労働者階級に攻勢を向けたのであり、いささかの経済的譲歩にたいしても非妥協的であつた。このことは独占資本のチャンピオン藤原銀次郎の労働組合論が、AFL式の黄色組合さえも全く許容しないものであつた事実にあきらかであり、独占資本は黄色労働組合の発達を認容する程度の改良―協調性も余力もなかつたのである。独占資本が浜口内閣の組合法制定をバック・アップし、産業資本・中小資本がこれと対立・反対運動を組織したと解せられる渡部氏は、誤つておられるのである。

かくて当年の組合法制定や改正工場法施行が、国内の自生的な階級斗争・主体的な階級的圧力によつて促進さ

れたというよりはむしろアメリカ型社会政策をすでにかちえている先進資本主義国の国際的促進にもとづくものであつたという、プロシヤ型社会政策として規定づけられる諸特質は政治的・外部的諸条件によつて持ちこまれた第二次大戦後の日本社会政策の峻険な行路（没主体的な）をも予告するものであつた。われわれは資本論の著者がその「初版・序文」で彼の祖国の後進性について嘆いた言葉を知っている。同時にわれわれは世界史的な発展段階の異なつた当年の日本社会政策の没主体・不具性を嘆かねばならないのである。この嘆きはひとしく、当年において外から導入された産児制限運動とそれを事実上改良主義的施策として政策舞台にのぼせた財閥ブルジョアジー首導の新マルサス主義人口政策ですら刑法の墮胎罪にたいする重い処罰と警察行政上の峻烈な干渉によつてついにほうむりさつてしまつた軍事的封建的帝国主義のもとでの、日本人口政策の前期性・不具性にたいしても向けなければならないものである。

われわれは別稿において、当年における日本社会政策の政策舞台への出沒過程について検出した絶対主義勢力や財閥ブルジョアジー、宥和的官僚もしくは紡績大産業資本首導の中間勢力の相対的矛盾、さらにこれら両者と労働者階級との絶対的矛盾なる三派—三元の対立が、日本社会政策学会に波及し学会内部に三分派を結成せしめ、ついに各派間に昭和人口論争を展開せしめる機縁をなしていく次第、したがつて社会政策学会が日本各階級の人口政策をめぐる三元—三派的政治傾向と具体的にむすびついていく過程を究明するであらう。

—以上—